

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年11月11日開催（主要行等との意見交換会）]

1. ASBJによる公開草案「金融商品に関する会計基準（案）」等への対応について

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、IFRS第9号「金融商品」の内容を取り入れた予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損に関する会計基準の検討を行っており、2025年10月29日に公開草案を公表し、2026年2月6日を期限としてパブリックコメントを実施している。
- 新会計基準（案）では、期末において債権等の当初認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、将来予測情報を加味した上で、12か月又は全期間の予想信用損失を算定する必要がある。
- 本改正は、融資実務に係るものであり、適用にあたっては、予想信用損失の算定や開示などの財務会計のみならず、与信管理や収益管理にも影響を及ぼす可能性があることから、システム面も含む体制整備の検討が必要となる。
- 全国銀行協会（全銀協）においては、公開草案の内容を踏まえ、御意見の提出等、御対応を検討していただくようお願いする。

2. 障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査の結果について

- 2025年11月7日、預金取扱金融機関における障がい者等に配慮した取組状況について、2025年3月末時点でのアンケート調査結果を公表した。
- 聴覚障がい者等向けの電話リレーサービス又は通話相手の声を文字にする電話アプリ「ヨメテル」について、主要行等では全ての先で対応いただいているところだが、対応可能なサービスの拡充にも取り組んでいただきたい。
- 視覚障がい者や自筆困難者等への代読・代筆に係る手続に関して、「障がいにより手續が困難である旨を相談しても代替手段の提示がない、提示までに長時間を要する」といった意見が金融庁に寄せられている。内部規定の整備に留まらず、社内研修等を通じた現場職員への周知・対応力向上の徹底が重要である。
- 本アンケート調査の結果も参考としていただき、障がい者等の利便性向上に向けて、一層の取組をお願いしたい。

3. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査結果の公表について

- 各金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入状況について、2025年3月末を基準日としてアンケート調査を実施し、その結果を11月10日に公表した。
- 支援預貯金・支援信託を導入済とする金融機関の割合（個人預貯金残高ベース）は約73%となり、僅かながら増加しているものの、業務体制の構築が困難、顧客のニーズがないなどとして、支援預貯金・支援信託の導入を見送っている金融機関も見られる。
- 成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするためには、後見人による不正を未然に防止し、被後見人の財産が適切に管理・利用されるための仕組みが重要である。各金融機関においては、支援預貯金・支援信託の導入に向けて、今一度検討をお願いするとともに、全銀協においても、加盟金融機関への積極的な支援を期待している。
- また、既に導入済の金融機関においても、成年後見制度や権利擁護支援に対する理解を促進し、高齢者等のニーズに的確に対応した金融サービスの提供が図られるよう、一層の取組を推進していただきたい。

4. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025年10月、多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)は、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」をテーマに、第2回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - 報告書の対象期間（2024年1月～2025年9月）に、北朝鮮は少なくとも28億米ドル相当の暗号資産を窃取した。
 - 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAEを含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄した。
 - 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用した。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ

イ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組んでいただきたい。

(参考 1) 多国間制裁監視チーム (Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)

2024 年 4 月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年 10 月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム (MSMT) を設立。参加国は、日本、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の 11 か国。

(参考 2) 外務省報道発表「多国間制裁監視チーム (MSMT) 第 2 回報告書の公表」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

(参考 3) 報告書には、北朝鮮関係者が DMM Bitcoin から約 308 百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載。

5. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) >

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) を実施した。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいた。演習に参加することで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) >

- 先般実施した CSSA は、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行った。個別結果は 2025 年 11 月に各金融機関へ還元する予定で、更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしてほしい。

＜耐量子計算機暗号（PQC）対応＞

- 金融 ISACにおいて「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQCへの移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

6. 口座不正利用に係る要請文のフォローアップについて

- 2025 年 9 月、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策について、2024 年 8 月の要請内容にインターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を追加する形で、改めて対策の強化を要請した。
- 金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況を確認するため、2025 年 11 月にアンケートを発出する予定である。
- アンケートの実施は、2025 年 1 月に続いて 2 回目となる。対策が完了していないものについては、対応未了の期間が続くことで、利用者や金融機関自身が口座不正利用のリスクに長期間さらされることのないよう、今後の対応計画等について、経営陣が主導して検討をお願いしたい。
- なお、アンケートの回答は集計、分析の上、フィードバックを予定している。
- フォローアップは、金融機関における不正利用対策の更なる強化・底上げをはかり、国民を詐欺等の金融犯罪から守る一助とする目的とするものである。各金融機関においては、御協力のほどお願いしたい。

7. REVICareer（レビキャリ）について

- レビキャリについて、2025 年度に入ってから既に 99 件がマッチングに至っており、前年度比でおよそ 2 倍のペースで推移している。また、大企業人材や求人票についても前年を上回るペースで登録が進んでいるほか、登録金融機関についても、地銀・第 2 地銀は全て登録済み、信金・信組の登録も増えており、全国各地でのマッチング創出に期待している。

（参考）2025 年 10 月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計 5,579 人、
登録金融機関数：211 機関、マッチング件数：277 件

- 政府全体として事業の推進を図っているところ、各金融機関においても、

制度趣旨を御理解いただくとともに、引き続き人材登録への御協力をお願いする。

8. 企業価値担保権の実装に向けた取組について

- 2026年5月25日の事業性融資推進法施行に向けて、有志の金融機関との勉強会等も通じ、企業価値担保権の実装に向けた環境整備に取り組んでいる。
- このような勉強会も通じて、企業価値担保権の制度の本旨に沿った質の高い取組を後押ししたい。具体的な利用案件を念頭において取組を進めようとする方々においては、ぜひ金融庁までお知らせいただきたい。

9. 「決済高度化プロジェクト」の設置

- 金融庁では、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念の解消につながるよう、2017年9月に「FinTech 実証実験ハブ」を設置し、関連法令の解釈やコンプライアンス・監督対応上の論点整理等の面から実証実験を支援してきた。
- 足元、クロスボーダー送金の効率化やセキュリティトークンのDvP 決済など、ブロックチェーン技術を活用した決済高度化の検討に国内外で進展がみられ、実証実験に移るものも現れている。技術の進展が早い分野であることから、関連法令の解釈を含め、実証実験の進め方に悩むケースが出てくることも想定される。
- こうした観点を踏まえ、2025年11月7日、決済分野に特化した「決済高度化プロジェクト」(PIP: Payment Innovation Project)をFinTech実証実験ハブ内に立ち上げ、第1号案件として、メガバンク3行等によるステーブルコインの共同発行に係る実証実験を採択した。PIPでは、ブロックチェーン技術や関連法令、海外動向など、決済分野に深い知見を持った担当者を支援チームに重点的に配置し、個々の実証実験をサポートしていく。
- 決済高度化につながる取組をお考えの際には、PIPの御活用も御検討いただきたい。

10. 資産運用立国の更なる推進について

- 2025年10月、高市新総理の下で新たな政権が発足したが、高市総理や片山金融担当大臣が表明されたとおり、金融を通じて成長戦略を加速させるため、「資産運用立国」に向けた貯蓄から投資への取組を継続し、その実現に向

けて、更に発展させていく。

- 2025年11月4日に開催された「日本成長戦略本部」においても、金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略を策定するよう総理指示があった。
- 具体的には、コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上、企業への成長資金・リスクマネー供給の強化、家計の安定的な資産形成の支援、資産運用サービスの高度化や、アセットオーナーの機能向上等、それぞれの分野で取組を推進していく。
- くわえて、金融を通じて、必要な資金・人材・知恵を日本の企業や地域に集結させ、その価値向上を目指すため、年内に策定する「地域金融力強化プラン」も含めた戦略を策定し、官民連携で取り組んでいく。
- それにより、「危機管理投資」「成長投資」の戦略分野を含めた日本の供給構造の強化を金融面から支え、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現することで、世界の資本が流れ込む好循環を生み出すことに貢献していく。

11. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、「地域金融力強化プラン」を年内に策定する予定である。地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して、地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）を発揮できるよう、関連施策を取りまとめる。
- 足元、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が開催されており、直近では2025年10月28日に開催された。ワーキング・グループでの議論も踏まえながら、年内に「地域金融力強化プラン」の取りまとめを行いたい。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各金融機関においても、「地域金融力強化プラン」に御関心をお寄せいただきたい。

12. Japan Weeks2025について

- 2025年10月20日から24日をコアウィークとして、Japan Weeks2025を開催し、2025年は、2024年の70件を上回る約90件のイベントが開催された。他国の金融機関や当局も参加し、国際的にもJapan Weeksに関する認知が進んだものと考えている。全銀協及び主要行等には、イベントの主催や参

加、プロモーションなど、それぞれで御協力いただいた。特に全銀協においては、10月23日の「MUSUBU! JAPAN DAY -Connecting to Japan's Markets-」を盛大に開催いただいた。

- 2026年のJapan Weeksは、現時点ではあるが、新政権においても「成長戦略を加速させるためには、金融の力が必要」との方針が示されていることから、引き続き、全銀協ともよく連携・協力していきたい。

(参考) 全銀協主催イベント「MUSUBU! JAPAN DAY -Connecting to Japan's Markets-」の概要
「海外マネーの呼込み」をテーマに、日本の投資先としての魅力発信を目的とした招待性イベント。2025年10月23日に開催され、国内外投資家や資産運用会社、会員行等が参加した。金融庁より、伊藤長官及び新発田審議官が、冒頭挨拶及び講演にそれぞれ登壇したほか、片山金融担当大臣がカクテルセッション冒頭の挨拶に登壇した。

13. 2025年10月G20財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025年10月15日から16日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。
 - まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去15年間のG20金融改革の実施をレビューした金融安定理事会(FSB)の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっている点を指摘している。
 - また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン(GSC)に関するFSBのグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立っていく。
 - ノンバンク金融仲介(NBFI)に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体(SSBs)による作業が支持された。

- ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、ほとんどのメンバーが、「2025 年 G20 議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靭性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。
- 2025 年 12 月から米国が G20 議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

14. IOSCO 代表理事会の開催

- 2025 年 10 月 27 日及び 28 日に、IOSCO（証券監督者国際機構）の代表理事会がスペイン・マドリードで開催された。今回の IOSCO 代表理事会においては、2026 年作業計画、フィンテック、集団投資スキームの評価など多岐にわたって議論が行われ、様々な最終報告書や市中協議文書の公表が承認された。全銀協に関するものとして、特に、プリヘッジに関する最終報告書について触れたい。
- プリヘッジとは、顧客の取引意向を把握したディーラーが、顧客との取引に先立ち市場で売買を行い、取引リスクを管理する手法である。価格発見の促進、市場インパクトの抑制などのメリットがある一方、情報の悪用、透明性の欠如、価格や流動性への悪影響といったリスクが存在する。

(参考) プリヘッジに関する業界規範としては、グローバル FX コード (FXGC 策定)、債券・通貨・商品 (FICC) 市場における大口取引の執行に関する基準 (FMSB 策定)、グローバル貴金属コード (LBMA 策定) などが存在するが、すべてのアセットクラスをカバーしていないことや、金融当局による監督・エンフォースメントの仕組みがないことなどが問題となっている。

- IOSCO のプリヘッジに関する最終報告書は、プリヘッジの定義に加え、プリヘッジの実施及びコンダクト・リスク管理に関する勧告をとりまとめたものである。具体的には、プリヘッジに係る方針・手続・管理体制の整備、顧客への明確な開示、顧客からの事前同意の取得などを求めている。
- 全銀協には、これまでも説明会等を実施してきたところであるが、今般の最終化を受け、改めてその内容について説明会を実施する予定である。勧告の国内実施に向けて、引き続き全銀協とよく連携していきたい。

(以 上)